

T o S T N e T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この特例は、T o S T N e T 市場（当取引所の市場のうち、立会市場（当取引所の市場のうち、売買立会による有価証券の売買及び立会による市場デリバティブ取引を行う市場をいう。）以外の市場をいう。以下同じ。）における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引並びに有価証券の売買（有価証券清算取次ぎを除く。）及び市場デリバティブ取引（有価証券清算取次ぎを除く。）の受託等について、業務規程及び受託契約準則の特例を規定する。

(T o S T N e T 取引の定義)

第 2 条 この特例において T o S T N e T 取引とは、次章以下に定めるところに従って行う T o S T N e T 市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引をいう。

第 2 章 株券及び転換社債型新株予約権付社債券に係る T o S T N e T 取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例

第 1 節 総則

(この章の目的)

第 3 条 株券（新株予約権証券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券（外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券（外国法人の発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券（外国法人の発行する証券又は証書で受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものをいう。以下同じ。）を含む。第 6 条第 2 号を除き、以下同じ。）及び転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいい、額面金額及び利息が本邦通貨以外の通貨で表示されているもの並びに外国法人の発行するものを除く。以下同じ。）に係る T o S T N e T 取引については、この章の定めるところによる。

2 この章に定めのないものについては、有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の定めるところによる。

一部改正〔平成 20 年 6 月 16 日、平成 20 年 11 月 10 日〕

(単一銘柄取引等の定義)

第 4 条 この章において単一銘柄取引とは、この章に定めるところに従って行う当取引所が定める数量又は金額以上の T o S T N e T 取引をいう。

2 この章においてバスケット取引とは、この章に定めるところに従って行う当取引所が定める銘柄数以上の種類が同一である有価証券を同時に売り付け又は買い付ける取引であって、当該売付け又は買付けに係る代金の合計（以下「バスケット取引に係る代金」という。）が当取引所が定める金額以上である T o S T N e T 取引をいう。

3 この章において終値取引とは、この章に定めるところに従って行う普通取引における最終値段及び当取引所が算出する売買高加重平均価格（以下「売買高加重平均価格」という。）による T o S T N e T 取引をいう。

4 この章において自己株式立会外買付取引とは、この章に定めるところに従って上場会社が行う会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 156 条第 1 項（同法第 163 条及び同法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれに相当する外国の法令の規定（当該上場会社が外国会社である場合に限る。）による自己の株式の取得のための T o S T N e T 取引をいう。

第 2 節 有価証券上場規程の特例

(上場対象有価証券)

第 5 条 有価証券上場規程の規定にかかわらず、T o S T N e T 市場に上場する有価証券は、株券及び転換社債型新株予約権付社債券とする。

第 3 節 業務規程の特例

(単一銘柄取引等の対象有価証券)

第 6 条 T o S T N e T 取引は、次の各号に掲げる取引の区分に従い、当該各号に定める有価証券に

ついて行うものとする。

- (1) 単一銘柄取引、バスケット取引及び終値取引
株券及び転換社債型新株予約権付社債券
- (2) 自己株式立会外買付取引
株券

一部改正〔平成20年6月16日〕

(T o S T N e T取引の方法)

第7条 T o S T N e T取引については、売買システムによる売買を行う。

2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者をいう。以下この章において同じ。）が売買システムによる売買を行うことができない場合において、当取引所が必要と認めるときは、売買システムによる売買以外の売買により行うことができる。この場合において、当該売買に関し必要な事項は当取引所がその都度定める。

(決済日)

第8条 T o S T N e T取引は、次の各号のいずれかの日（終値取引及び自己株式立会外買付取引については、第2号に定める日）に決済を行うものとする。

- (1) 売買契約締結の日
- (2) 売買契約締結の日から起算して4日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（業務規程第9条第3項各号に掲げる日の売買については、5日目の日）。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第5項又は第6項に定める場合には、同条第3項第1号又は第2号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第5項に定める場合における当該期日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の売買については5日目の日とする。

一部改正〔平成21年1月5日、平成21年11月16日〕

(呼値)

第9条 取引参加者は、T o S T N e T取引（自己株式立会外買付取引を除く。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、次の各号に掲げる事項を、当取引所に対し明らかにしなければならない。

- (1) 当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものかの別
 - (2) 信用取引により行おうとするとき（顧客が取次者である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときを含む。）は、その旨
 - (3) 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとするとき（顧客が取次者である場合において、信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときを含む。）は、その旨
 - (4) 自己の信用売り又は信用買いにより行おうとするときは、その旨
 - (5) 自己の信用売り又は信用買いの決済のために行おうとするときは、その旨
- 2 T o S T N e T取引の呼値は、当該取引参加者の取引参加者端末装置から入力する方法による呼値によるものとする。
- 3 T o S T N e T取引の呼値は、次の各号に定める値段又は代金により行うものとする。
- (1) 単一銘柄取引の呼値は、当取引所が定める値段により行うものとする。
 - (2) バスケット取引の呼値は、当取引所が定めるバスケット取引に係る代金により行うものとする。
 - (3) 終値取引の呼値は、次のaからgまでに定める値段（半休日においては、c、f及びgに定める値段を除く。）により行うものとする。
 - a 前日終値（前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の普通取引における最終値段（呼値に関する規則第10条の規定により気配表示された気配値段を含む。以下この号において同じ。）をいい、前日に普通取引における約定値段（呼値に関する規則第10条の規定により気配表示された気配値段を含む。以下この号において同じ。）がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないとする場合は、呼値の制限値幅に関する規則第4条に規定する呼値の制限値幅の基準値段をいう。以下同じ。）。ただし、普通取引における

業務規程第25条第1項の規定により定める配当落等の期日、同第25条の2の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日、同第26条の規定により定める取得対価の変更期日、表示株式数の変更期日若しくは行使条件の変更期日又は同第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日においては、当取引所がその都度定める値段とする。

- b 前場終値（当日の午前立会の普通取引における最終値段（午前立会終了時において、呼値に関する規則第10条の規定により気配表示された気配値段を含む。）をいい、午前立会に普通取引における約定値段（午前立会終了時において、呼値に関する規則第10条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないとする場合は、呼値の制限値幅に関する規則第4条に規定する呼値の制限値幅の基準値段をいう。以下同じ。）
- c 当日終値（当日の普通取引における最終値段をいい、当日に普通取引における約定値段がない場合その他当取引所が当該最終値段によることが適当でないとする場合は、呼値の制限値幅に関する規則第4条に規定する呼値の制限値幅の基準値段をいう。以下同じ。）
- d 前日の売買高加重平均価格（前日の午後立会（半休日においては午前立会）終了時における終日の売買立会の売買高加重平均価格をいう。以下同じ。）
- e 前場の売買高加重平均価格（当日の午前立会終了時における午前立会の売買高加重平均価格をいう。以下同じ。）
- f 後場の売買高加重平均価格（当日の午後立会終了時における午後立会の売買高加重平均価格をいう。以下同じ。）
- g 当日の売買高加重平均価格（当日の午後立会終了時における終日の売買立会の売買高加重平均価格をいう。以下同じ。）

4 前条第1号に掲げる日に決済を行う T o S T N e T 取引の呼値は、同一の取引参加者が売呼値と対当させるための買呼値を同時に行うものとする。

5 この特例に定めるもののほか、T o S T N e T 取引の呼値に関し必要な事項については、当取引所が定める。

一部改正〔平成21年11月16日〕

（単一銘柄取引及びバスケット取引の売買）

第10条 単一銘柄取引及びバスケット取引の取引時間は、午前8時20分から午後5時30分まで（半休日においては、午前8時20分から午後0時30分まで）とする。ただし、当取引所が必要と認めるときは、あらかじめその旨を取引参加者に通知のうえ、取引時間を臨時に変更することができる。

2 単一銘柄取引及びバスケット取引においては、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致した場合に、当該呼値の間に売買を成立させる。

一部改正〔平成21年11月24日〕

（終値取引の売買）

第11条 終値取引の取引時間は、次の各号に掲げる値段の区分に従い、当該各号に定める時間（半休日においては、第3号を除く。）とする。ただし、当取引所が必要と認めるときは、あらかじめその旨を取引参加者に通知のうえ、取引時間を臨時に変更することができる。

(1) 前日終値及び前日の売買高加重平均価格

午前8時20分から8時45分まで

(2) 前場終値及び前場の売買高加重平均価格

午前11時から午後0時15分まで

(3) 当日終値、後場の売買高加重平均価格及び当日の売買高加重平均価格

午後3時から4時まで

2 終値取引は、競争売買によるものとし、当該競争売買における呼値の順位は、第9条第3項第3号aからgまでに掲げる各々の値段につき、次の各号に定めるところによる。

(1) 呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は、後に行われた呼値に優先する。

(2) 同時に行われた呼値の順位は、当取引所が定める。

(3) 前2号の規定にかかわらず、取引参加者が売呼値を行うとともに当該売呼値と対当させるために同数量の買呼値を同時に行う場合は、当該売呼値及び当該買呼値は、他の呼値に優先する。

3 前項の競争売買は、個別競争売買とし、当該個別競争売買においては、第9条第3項第3号aか

ら g までに掲げる各々の値段につき売呼値の競合及び買呼値の競合によるものとし、前項に定める呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。

- 取引参加者は、当取引所が売買高加重平均価格を算出できない場合又は当取引所が算出する売買高加重平均価格について誤りがあった場合で損害を被ったときにおいても、当取引所に対してその損害の賠償を請求することができない。

(自己株式立会外買付取引)

第12条 取引参加者は、買付注文を自己株式立会外買付取引により執行することができる。

- 前項の自己株式立会外買付取引については、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所に届け出るものとし、かつ、当取引所が当該届出を受理した日の翌日（以下「買付執行日」という。）において、次条から第15条までに規定するところにより、売買を成立させるものとする。

- 当取引所は、自己株式立会外買付取引の届出を受理したときは、自己株式立会外買付取引の値段その他の必要事項を発表する。

- 第2項の規定により届出を行った取引参加者は、当取引所が当該届出を受理した時から第14条の売付申込時間終了時までにおいて、当該買付に係る銘柄が、上場廃止の基準に該当し又は該当するおそれがあると当取引所が認めたときは、当該届出を取り消すことができる。

(自己株式立会外買付取引の値段)

第13条 自己株式立会外買付取引は、前条第2項の届出を受理した日の普通取引における最終値段(当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、株式併合後の株券の売買開始の期日、取得対価の変更期日又は表示株式数の変更期日の前日である場合には、当取引所が定める基準値段。当該銘柄について、届出を受理した日に普通取引における最終値段(当取引所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。)がないときは、当取引所がその都度定める値段)により行うものとする。

一部改正〔平成21年11月16日〕

(売付申込時間)

第14条 自己株式立会外買付取引による買付けの申込みに対する売付けの申込みは、買付執行日の午前8時から8時45分までの間において、当取引所が定めるところにより行うものとする。

- 当取引所は、必要があると認めるときは、前項の売付申込時間を臨時に変更することができる。

(自己株式立会外買付取引による売買契約の締結)

第15条 自己株式立会外買付取引は、自己株式立会外買付取引による買付けの申込みに対して、売付けの申込みを第13条に規定する値段により対当させる。ただし、当該売付けの申込数量が、買付けの総数量を超えているときは、当取引所が定める順位により対当させる。

(約定値段の公表)

第16条 当取引所は、T o S T N e T取引が成立したときは、当取引所が定めるところにより、その約定値段を公表する。

(売買内容の通知及び確認)

第17条 当取引所は、T o S T N e T取引について売買が成立したときは、直ちにその内容を売買システムにより売方取引参加者及び買方取引参加者に通知するものとする。

- 取引参加者は、前項の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。

(T o S T N e T取引に係る売買の取消し)

第18条 当取引所は、過誤のある注文によりT o S T N e T取引に係る売買が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、当取引所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、当取引所が定めるところにより、当取引所が定めるT o S T N e T取引に係る売買を取り消すことができる。

- 当取引所は、天災地変その他のやむを得ない理由により当取引所のシステム上のT o S T N e T取引に係る売買記録が消失した場合において、消失したすべてのT o S T N e T取引に係る売買記録を復元することが困難であると認めるときは、当取引所がその都度定めるT o S T N e T取引に係る売買を取り消すことができる。

- 第1項又は前項の規定により当取引所がT o S T N e T取引に係る売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。

- 取引参加者は、第1項の規定により当取引所がT o S T N e T取引に係る売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した取引参加者に対して、その損害の

賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

- 5 取引参加者は、第 1 項又は第 2 項の規定により当取引所が T o S T N e T 取引に係る売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、当取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。

一部改正〔平成 20 年 6 月 16 日〕

(T o S T N e T 取引に係る売買の停止)

第 19 条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、T o S T N e T 取引の売買を停止することができる。

- (1) T o S T N e T 取引の対象となる銘柄について、業務規程第 29 条の規定により、売買立会による売買の停止が行われた場合
- (2) 有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は当取引所が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合
- (3) T o S T N e T 取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上 T o S T N e T 取引を継続して行わせることが適当でないとして認める場合
- (4) 売買システムの稼働に支障が生じた場合等において売買システムによる売買を継続して行わせることが困難であると認める場合
- (5) 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合

(T o S T N e T 取引に係る過誤訂正等のための売買)

第 20 条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って T o S T N e T 取引を執行することができなかつたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、当取引所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって執行することができる。

- 2 前項の売買の決済は、当該顧客の委託に基づく売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

(復活のための売買)

第 21 条 取引参加者は、顧客の注文に係る T o S T N e T 取引に係る売買が第 18 条第 1 項の規定により取り消されたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、当該取り消された T o S T N e T 取引に係る売買における値段と同じ値段により、過誤のある注文を発注した取引参加者を相手方として執行することができる。この場合において、当該過誤のある注文を発注した取引参加者は、当該売付け又は買付けの相手方としてこれに応じなければならない。

- 2 前項の売買の決済は、取り消された T o S T N e T 取引に係る売買が取り消されなかつた場合における決済日に行うものとする。

(総売買高等の通知及び公表の時期)

第 22 条 業務規程第 74 条の規定に基づく株券の単一銘柄取引(売付け及び買付けの双方が顧客の委託によるものを除く。)に係る通知及び公表は、約定代金が当取引所の定める金額以上の場合には、当取引所の定める日時に行うものとする。

(準用規定)

第 23 条 業務規程第 4 条及び第 5 条の規定は、T o S T N e T 取引について準用する。

- 2 T o S T N e T 市場においては、業務規程第 42 条の規定は適用しない。

第 4 節 信用取引・貸借取引規程の特例

(自己株式立会外買付取引に係る信用取引の禁止)

第 24 条 取引参加者は、自己株式立会外買付取引の売買に係る信用取引を行ってはならない。

(T o S T N e T 取引のための貸借取引)

第 25 条 信用取引・貸借取引規程第 11 条の規定にかかわらず、取引参加者は、第 8 条第 2 号に規定する日に決済を行う T o S T N e T 取引について、制度信用取引(信用取引・貸借取引規程第 2 条第 1 項に規定する制度信用取引をいう。以下同じ。)に基づく T o S T N e T 取引の決済又は自己の信用売り若しくは信用買いに係る T o S T N e T 取引の決済のために、信用取引・貸借取引規程第

1 条第 1 項に定める貸借取引を行うことができる。

(T o S T N e T 取引に係る自己の信用売り又は信用買いの決済期限)

第26条 取引参加者は、自己の信用売り又は信用買いに係る T o S T N e T 取引を行った場合は、売買成立の日の 6 か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して 4 日目の日までに、当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。

第 5 節 受託契約準則の特例

(委託の際の指示事項)

第27条 顧客は、単一銘柄取引又はバスケット取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。

- (1) 単一銘柄取引又はバスケット取引の区別
- (2) 銘柄
- (3) 第 8 条第 1 号又は第 2 号に規定する決済日の区別
- (4) 売付け又は買付けの区別
- (5) 数量
- (6) 値段又は代金の限度
- (7) 取引時間
- (8) 委託注文の有効期間
- (9) 信用取引により行おうとするときは、その旨
- (10) 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとするときは、その旨
- (11) 顧客が取次者である場合において、信用取引に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときは、その旨
- (12) 顧客が取次者である場合において、信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買の委託の取次ぎを引き受けたときは、その旨

2 顧客は、終値取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。

- (1) 前日終値、前場終値、当日終値、前日の売買高加重平均価格、前場の売買高加重平均価格、後場の売買高加重平均価格又は当日の売買高加重平均価格の区別
- (2) 前項第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 8 号及び第 9 号から第 12 号に掲げる事項

3 顧客は、自己株式立会外買付取引の委託をする場合には、その都度、第 1 項第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 8 号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。

4 信用取引口座を有する顧客が T o S T N e T 取引の委託につき、信用取引により行おうとする旨の指示を行わなかった場合には、当該 T o S T N e T 取引は信用取引によることができない。

5 顧客は、信用取引による売付け又は買付けを委託する場合には、制度信用取引によるものか一般信用取引によるものかの別を取引参加者に指示するものとする。

(売買再開時における委託注文の効力)

第28条 委託注文は、前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、当取引所が T o S T N e T 取引に係る売買の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

(顧客の受渡時限)

第29条 T o S T N e T 取引の委託については、顧客は、次の各号に掲げる日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

- (1) 第 8 条第 1 号に規定する日に決済を行う単一銘柄取引及びバスケット取引の委託
売買成立の日（取引参加者と顧客が合意するときは、その翌日）における取引参加者と顧客との合意により定める時限
- (2) 第 8 条第 2 号に規定する日に決済を行う単一銘柄取引、バスケット取引、終値取引及び自己株式立会外買付取引の委託
売買成立の日から起算して 4 日目の日の午前 9 時

2 前項第 2 号の規定にかかわらず、受託契約準則第 11 条第 2 項各号に掲げる日に成立した T o S T

N e T取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日（利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、同条第3項又は第4項に定める場合には、同条第2項第1号又は第2号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第3項に定める場合における当該期日の翌日の売買については5日目の日とする。）の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

- 3 第1項第2号及び前項の規定にかかわらず、取引参加者が受託に際し、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が定める決済時限までの間の日時を別に指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。

一部改正〔平成21年1月5日、平成21年11月16日〕

（DVP決済を利用する場合の顧客の受渡し）

第30条 T o S T N e T取引の委託について、顧客と取引参加者との合意により、株式会社ほふりクリアリング（以下「ほふりクリアリング」という。）の業務方法書に規定するDVP決済を利用する場合には、顧客は、それぞれ前条第1項又は第2項に定める日のほふりクリアリングが定める決済時限（同条第1項第2号及び第2項に掲げる取引に係る有価証券の引渡しについては、合意に際して取引参加者が指定したクリアリング機構が定める決済時限までの間の日時）までに、ほふりクリアリングに有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。

- 2 顧客が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該有価証券の引渡し又は資金の支払いは、前条第1項又は第2項の売付有価証券の交付又は買付代金の交付とみなす。

第31条 削除

一部改正〔平成21年1月5日〕

第6節 雑則

（有価証券等清算取次ぎに対する適用）

第32条 T o S T N e T取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該T o S T N e T取引を行う者とみなして第3節及び第4節の規定を適用する。

- 2 貸借取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該貸借取引を行う者とみなして第4節の規定を適用する。

第3章 国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例

第1節 総則

（この章の目的）

第33条 国債証券先物取引に係るT o S T N e T取引（以下「国債証券先物T o S T N e T取引」という。）については、この章の定めるところによる。

- 2 この章に定めのないものについては、国債証券先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「国債証券先物特例」という。）の定めるところによる。

（用語の意義）

第34条 この章において使用する用語の意義については、有価証券の売買契約締結の方法に係る用語の意義に従うほか、各条項中に定めるところによるものとする。

第2節 業務規程の特例

（国債証券先物T o S T N e T取引の方法）

第35条 国債証券先物T o S T N e T取引については、売買システムによる取引を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第3項に規定する国債先物等取引参加者をいう。以下この章及び第6章において同じ。）が売買システムによる取引を行うことができない場合において、当取引所が必要と認めるときは、売買システムによる取引以外の取引により行うことができる。この場合において、当該取引に関し必要な事項は当取引所がその都度定める。

（呼値）

第36条 取引参加者は、国債証券先物T o S T N e T取引を行おうとするときは、呼値（国債証券先物T o S T N e T取引の当事者となるためになす値段の意思表示をいう。以下この章において同

じ。)を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものかの別を、当取引所に対し明らかにしなければならない。

- 2 国債証券先物 T o S T N e T 取引の呼値は、当該取引参加者の取引参加者端末装置から入力する方法による呼値によるものとする。
- 3 国債証券先物 T o S T N e T 取引の呼値は、当取引所が定める値段により行うものとする。
- 4 第 1 項に規定する呼値の効力は、当取引所が定めるところによる。

(国債証券先物 T o S T N e T 取引の取引時間)

第37条 国債証券先物 T o S T N e T 取引の取引時間は、次の各号(半休日においては第 2 号を除く。)に定める時間とする。

- (1) 午前 8 時 20 分から午後 3 時 10 分まで(半休日においては、午前 8 時 20 分から 11 時 20 分まで)
- (2) 午後 3 時 30 分から 6 時 20 分まで

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、必要があると認めるときは、前項の取引時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

(国債証券先物 T o S T N e T 取引に係る取引契約の締結)

第38条 国債証券先物 T o S T N e T 取引においては、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致したときに、当該呼値の間に取引を成立させる。

(約定値段の公表)

第39条 当取引所は、国債証券先物 T o S T N e T 取引が成立したときは、当取引所が定めるところにより、その約定値段を公表する。

(国債証券先物 T o S T N e T 取引の一時中断)

第40条 当取引所は、国債証券先物特例第11条第 1 項又は第 2 項の規定により立会による国債証券先物取引を一時中断した場合には、当該国債証券先物取引について立会による取引を一時中断している間、当該国債証券先物 T o S T N e T 取引を一時中断する。

一部改正〔平成21年10月5日〕

(国債証券先物 T o S T N e T 取引の停止)

第41条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、国債証券先物 T o S T N e T 取引を停止することができる。

- (1) 国債証券先物特例第12条の規定により、立会による国債証券先物取引の停止が行われた場合
- (2) 国債証券先物 T o S T N e T 取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他取引管理上国債証券先物 T o S T N e T 取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- (3) 国債証券先物 T o S T N e T 取引に係る当取引所の施設に支障が生じた場合等において取引を継続して行わせることが困難であると認める場合

(国債証券先物 T o S T N e T 取引に係る過誤訂正等のための取引)

第42条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って国債証券先物 T o S T N e T 取引を執行することができなかつたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、当取引所が適当と認める値段により、自己がその相手方となって執行することができる。

2 前項の売付け又は買付けに係る決済は、当該顧客の委託に基づく売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

(準用規定)

第43条 国債証券先物特例第 4 条の 2、第 4 条の 3、第 6 条の 3 及び第 8 条の規定は、国債証券先物 T o S T N e T 取引について準用する。

2 T o S T N e T 市場においては、国債証券先物特例第 3 条の 2 の規定は適用しない。

第 3 節 受託契約準則の特例

(委託の際の指示事項等)

第44条 顧客が国債証券先物 T o S T N e T 取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする。

- (1) 銘柄及び限月取引
- (2) 新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの区別

- (3) T o S T N e T 取引により行おうとする旨
- (4) 数量
- (5) 値段
- (6) 取引時間
- (7) 委託注文の有効期間

2 前項の規定にかかわらず、同項第 2 号に掲げる事項の指示について、あらかじめ顧客が指定した方法に従い取り扱うことに取引参加者が同意している場合には、顧客は、その都度、当該事項の指示を行うことを要しない。この場合において、取引参加者は、当該事項について、当該顧客が指定した方法に従い取り扱うものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項第 2 号に掲げる事項の指示を取引が成立した取引日の終了する日の午後 4 時 30 分まで（半休日においては、午後 0 時 30 分まで）の取引参加者の指定する時限までに行うことができる。この場合において、顧客が取引参加者に当該取引参加者の指定する時限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

一部改正〔平成 20 年 6 月 16 日〕

（ギブアップに係る委託の際の指示事項等）

第 45 条 前条の規定にかかわらず、顧客がギブアップに係る国債証券先物 T o S T N e T 取引を委託する場合には、その都度、注文執行取引参加者に対し、同条第 1 項各号（第 2 号を除く。）に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

- (1) ギブアップに係る国債証券先物 T o S T N e T 取引である旨
- (2) 当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の名称
- (3) 当該清算執行取引参加者において、当該ギブアップの成立により新たに発生する国債証券先物 T o S T N e T 取引の売付け又は買付けがいずれの顧客によるものかを確認するために必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、顧客は注文執行取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項各号に掲げる事項の指示を、ギブアップに係る取引が成立した取引日の終了する日の午後 4 時まで（半休日においては、正午まで）の注文執行取引参加者の指定する時限までに行うことができる。

（取引再開時における委託注文の効力）

第 46 条 委託注文は、第 44 条又は前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、当該取引所が国債証券先物 T o S T N e T 取引の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

（ギブアップに係る取引が成立した場合の転売・買戻しの指示）

第 47 条 第 44 条の規定にかかわらず、ギブアップに係る国債証券先物 T o S T N e T 取引についてギブアップが成立したときは、当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の顧客は、当該清算執行取引参加者に対し、当該ギブアップに係る国債証券先物 T o S T N e T 取引が成立した取引日の終了する日の午後 4 時 30 分まで（半休日においては、午後 0 時 30 分まで）の当該清算執行取引参加者の指定する時限までに、新たに発生した国債証券先物 T o S T N e T 取引の売付け又は買付けに係る同条第 1 項第 2 号に掲げる事項を指示するものとする。この場合において、顧客が当該時限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

2 第 44 条第 2 項の規定は、ギブアップの成立により新たに発生する国債証券先物 T o S T N e T 取引に係る同条第 1 項第 2 号に掲げる事項の指示について準用する。

第 4 節 雑則

（有価証券等清算取次ぎに対する適用）

第 48 条 国債証券先物 T o S T N e T 取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該国債証券先物 T o S T N e T 取引を行う者とみなして第 2 節の規定を適用する。

第 4 章 指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例

一部改正〔平成 20 年 6 月 16 日〕

第 1 節 総則

(この章の目的)

第49条 指数先物取引に係る T o S T N e T 取引（以下「指数先物 T o S T N e T 取引」という。）については、この章の定めるところによる。

2 この章に定めのないものについては、指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数先物特例」という。）の定めるところによる。

一部改正〔平成20年6月16日〕

(用語の意義)

第50条 この章において使用する用語の意義については、有価証券の売買契約締結の方法に係る用語の意義に従うほか、各条項中に定めるところによるものとする。

第2節 業務規程の特例

(指数先物 T o S T N e T 取引の方法)

第51条 指数先物 T o S T N e T 取引については、売買システムによる取引を行う。

2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により取引参加者（取引参加者規程第2条第2項に規定する総合取引参加者又は同条第4項に規定する指数先物等取引参加者をいう。以下この章及び第7章において同じ。）が売買システムによる取引を行うことができない場合において、当取引所が必要と認めるときは、売買システムによる取引以外の取引により行うことができる。この場合において、当該取引に関し必要な事項は当取引所がその都度定める。

一部改正〔平成20年6月16日〕

(呼値)

第52条 取引参加者は、指数先物 T o S T N e T 取引を行おうとするときは、呼値（指数先物 T o S T N e T 取引の当事者となるためになす値段の意思表示をいう。以下この章において同じ。）を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものかの別を、当取引所に対し明らかにしなければならない。

2 指数先物 T o S T N e T 取引の呼値は、当該取引参加者の取引参加者端末装置から入力する方法による呼値によるものとする。

3 指数先物 T o S T N e T 取引の呼値は、当取引所が定める値段により行うものとする。

4 第1項に規定する呼値の効力は、当取引所が定めるところによる。

一部改正〔平成20年6月16日〕

(指数先物 T o S T N e T 取引の取引時間)

第53条 指数先物 T o S T N e T 取引の取引時間は、次の各号（半休日においては第2号を除く。）に定める時間とする。

(1) 午前8時20分から午後4時まで（半休日においては、午前8時20分から正午まで）

(2) 午後4時30分から7時10分まで

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、必要があると認めるときは、前項の取引時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

一部改正〔平成20年6月16日〕

(指数先物 T o S T N e T 取引に係る取引契約の締結)

第54条 指数先物 T o S T N e T 取引においては、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致したときに、当該呼値の間に取引を成立させる。

一部改正〔平成20年6月16日〕

(約定指数の公表)

第55条 当取引所は、指数先物 T o S T N e T 取引が成立したときは、当取引所が定めるところにより、その約定指数を公表する。

一部改正〔平成20年6月16日〕

(指数先物 T o S T N e T 取引の一時中断)

第56条 当取引所は、指数先物特例第14条の2の規定により立会による指数先物取引を一時中断した場合には、当該指数先物取引について立会による取引を一時中断している間、当該指数先物 T o S T N e T 取引を一時中断する。

一部改正〔平成20年6月16日、平成21年10月5日〕

(指数先物 T o S T N e T 取引の停止)

第57条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、指数先物 T o S T N e T 取引を停止することができる。

- (1) 指数先物特例第15条の規定により、立会による指数先物取引の停止が行われた場合
- (2) 指数先物 T o S T N e T 取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他取引管理上指数先物 T o S T N e T 取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- (3) 指数先物 T o S T N e T 取引に係る当取引所の施設に支障が生じた場合等において取引を継続して行わせることが困難であると認める場合

一部改正〔平成20年6月16日〕

(指数先物 T o S T N e T 取引に係る過誤訂正等のための取引)

第58条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って指数先物 T o S T N e T 取引を執行することができなかつたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、当取引所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって執行することができる。

2 前項の売付け又は買付けに係る決済は、当該顧客の委託に基づく売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

一部改正〔平成20年6月16日〕

(準用規定)

第59条 指数先物特例第6条、第7条、第10条の3及び第12条の規定は、指数先物 T o S T N e T 取引について準用する。

2 T o S T N e T 市場においては、指数先物特例第4条の2の規定は適用しない。

一部改正〔平成20年6月16日〕

第3節 受託契約準則の特例

(委託の際の指示事項等)

第60条 顧客が指数先物 T o S T N e T 取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする。

- (1) 取引対象指数及び限月取引
- (2) 東証株価指数先物取引にあつては、ラージ取引又はミニ取引の別
- (3) 新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの区別
- (4) T o S T N e T 取引により行おうとする旨
- (5) 数量
- (6) 値段
- (7) 取引時間
- (8) 委託注文の有効期間

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる事項の指示について、あらかじめ顧客が指定した方法に従い取り扱うことに取引参加者が同意している場合には、顧客は、その都度、当該事項の指示を行うことを要しない。この場合において、取引参加者は、当該事項について、当該顧客が指定した方法に従い取り扱うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項第3号に掲げる事項の指示を取引が成立した取引日の終了する日の午後4時30分まで(半休日においては、午後0時30分まで)の取引参加者の指定する時限までに行うことができる。この場合において、顧客が取引参加者に当該取引参加者の指定する時限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

一部改正〔平成20年6月16日〕

(ギブアップに係る委託の際の指示事項等)

第61条 前条の規定にかかわらず、顧客がギブアップに係る指数先物 T o S T N e T 取引を委託する場合には、その都度、注文執行取引参加者に対し、同条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

- (1) ギブアップに係る指数先物 T o S T N e T 取引である旨

(2) 当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の名称

(3) 当該清算執行取引参加者において、当該ギブアップの成立により新たに発生する指数先物 T o S T N e T 取引の売付け又は買付けがいずれの顧客によるものかを確認するために必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、顧客は注文執行取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項各号に掲げる事項の指示を、ギブアップに係る取引が成立した取引日の終了する日の午後 4 時まで(半休日においては、正午まで)の注文執行取引参加者の指定する時限までに行うことができる。

一部改正〔平成20年6月16日〕

(取引再開時における委託注文の効力)

第62条 委託注文は、第60条又は前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、当取引所が指数先物 T o S T N e T 取引の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

一部改正〔平成20年6月16日〕

(ギブアップに係る取引が成立した場合の転売・買戻しの指示)

第63条 第60条の規定にかかわらず、ギブアップに係る指数先物 T o S T N e T 取引についてギブアップが成立したときは、当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の顧客は、当該清算執行取引参加者に対し、当該ギブアップに係る指数先物 T o S T N e T 取引が成立した取引日の終了する日の午後 4 時30分まで(半休日においては、午後 0 時30分まで)の当該清算執行取引参加者の指定する時限までに、新たに発生した指数先物 T o S T N e T 取引の売付け又は買付けに係る同条第 1 項第 3 号に掲げる事項を指示するものとする。この場合において、顧客が当該時限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

2 第60条第 2 項の規定は、ギブアップの成立により新たに発生する指数先物 T o S T N e T 取引に係る同条第 1 項第 3 号に掲げる事項の指示について準用する。

一部改正〔平成20年6月16日〕

第 4 節 雑則

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第64条 指数先物 T o S T N e T 取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該指数先物 T o S T N e T 取引を行う者とみなして第 2 節の規定を適用する。

一部改正〔平成20年6月16日〕

第 5 章 有価証券オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例

一部改正〔平成20年6月16日〕

第 1 節 総則

(この章の目的)

第65条 有価証券オプション取引に係る T o S T N e T 取引(以下「有価証券オプション T o S T N e T 取引」という。)については、この章の定めるところによる。

2 この章に定めのないものについては、有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例(以下「有価証券オプション特例」という。)の定めるところによる。

一部改正〔平成20年6月16日〕

(用語の意義)

第66条 この章において使用する用語の意義については、有価証券の売買契約締結の方法に係る用語の意義に従うほか、各条項中に定めるところによるものとする。

第 2 節 業務規程の特例

(有価証券オプション T o S T N e T 取引の方法)

第67条 有価証券オプション T o S T N e T 取引については、売買システムによる取引を行う。

2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により取引参加者(取引参加者規程第 2 条第 2 項に規定する総合取引参加者又は同条第 5 項に規定する有価証券オプション取引参加者をいう。以下この章において同じ。)が売買システムによる取引を行うことができない場合において、当取引所が必要と認めるときは、売買システムによる取引以外の取引により行うことができる。この場合において、当該取引に関し必要な事項は当取引所がその

都度定める。

一部改正〔平成20年6月16日、平成21年10月5日〕

(呼値)

第68条 取引参加者は、有価証券オプションT o S T N e T取引を行おうとするときは、呼値(有価証券オプションT o S T N e T取引の当事者となるためになす値段の意思表示をいう。以下この章において同じ。)を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものかの別を、当取引所に対し明らかにしなければならない。

2 有価証券オプションT o S T N e T取引の呼値は、当該取引参加者の取引参加者端末装置から入力する方法による呼値によるものとする。

3 有価証券オプションT o S T N e T取引の呼値は、当取引所が定める値段により行うものとする。

4 第1項に規定する呼値の効力は、当取引所が定めるところによる。

一部改正〔平成20年6月16日、平成21年10月5日〕

(有価証券オプションT o S T N e T取引の取引時間)

第69条 有価証券オプションT o S T N e T取引の取引時間は、午前8時20分から午後4時まで(半休日においては、午前8時20分から正午まで)とする。

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、必要があると認めるときは、前項の取引時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

一部改正〔平成20年6月16日、平成21年10月5日〕

(有価証券オプションT o S T N e T取引に係る取引契約の締結)

第70条 有価証券オプションT o S T N e T取引においては、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致したときに、当該呼値の間に取引を成立させる。

一部改正〔平成20年6月16日、平成21年10月5日〕

(約定値段の公表)

第71条 当取引所は、有価証券オプションT o S T N e T取引が成立したときは、当取引所が定めるところにより、その約定値段を公表する。

一部改正〔平成20年6月16日〕

第72条 削除

一部改正〔平成20年6月16日、平成21年10月5日〕

(有価証券オプションT o S T N e T取引の停止)

第73条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、有価証券オプションT o S T N e T取引を停止することができる。

(1) 対象有価証券について、第19条の規定によりT o S T N e T取引に係る売買の停止が行われた場合又は国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場におけるこれに相当する措置が行われた場合

(2) 有価証券オプション特例第19条の規定により、立会による有価証券オプション取引の停止が行われた場合

(3) 有価証券オプションT o S T N e T取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他取引管理上有価証券オプションT o S T N e T取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合

(4) 有価証券オプションT o S T N e T取引に係る当取引所の施設に支障が生じた場合等において取引を継続して行わせることが困難であると認める場合

一部改正〔平成20年6月16日〕

(有価証券オプションT o S T N e T取引に係る過誤訂正等のための取引)

第74条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って有価証券オプションT o S T N e T取引を執行することができなかつたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、当取引所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって執行することができる。

2 前項の売付け又は買付けに係る決済は、当該顧客の委託に基づく売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

一部改正〔平成20年 6 月16日〕

(準用規定)

第75条 有価証券オプション特例第10条、第11条、第14条の2及び第16条の規定は、有価証券オプションT o S T N e T取引について準用する。

2 T o S T N e T市場においては、有価証券オプション特例第8条及び第15条の4の規定は適用しない。

一部改正〔平成20年 6 月16日、平成21年10月 5 日〕

第3節 受託契約準則の特例

(委託の際の指示事項等)

第76条 顧客が有価証券オプションT o S T N e T取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする。

- (1) 対象有価証券
- (2) 有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションの別
- (3) 限月取引
- (4) 権利行使価格
- (5) 前4号に掲げる事項を同一とする銘柄が複数ある場合には、最小単位の権利行使により成立する対象株券の売買に係る数量(次条において「対象株券の売買単位等」という。)
- (6) 新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの区別
- (7) T o S T N e T取引により行おうとする旨
- (8) 数量
- (9) 値段
- (10) 取引時間
- (11) 委託注文の有効期間

2 前項の規定にかかわらず、同項第6号に掲げる事項の指示について、あらかじめ顧客が指定した方法に従い取り扱うことに取引参加者が同意している場合には、顧客は、その都度、当該事項の指示を行うことを要しない。この場合において、取引参加者は、当該事項について、当該顧客が指定した方法に従い取り扱うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項第6号に掲げる事項の指示を取引が成立した日の午後4時30分まで(半休日においては、午後0時30分まで)の取引参加者の指定する時限までに行うことができる。この場合において、顧客が取引参加者に当該取引参加者の指定する時限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

一部改正〔平成20年 6 月16日、平成21年10月 5 日〕

(ギブアップに係る委託の際の指示事項等)

第77条 前条の規定にかかわらず、顧客がギブアップに係る有価証券オプションT o S T N e T取引を委託する場合には、その都度、注文執行取引参加者に対し、同条第1項各号(第6号を除く。)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

- (1) ギブアップに係る有価証券オプションT o S T N e T取引である旨
- (2) 当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の名称
- (3) 当該清算執行取引参加者において、当該ギブアップの成立により新たに発生する有価証券オプションT o S T N e T取引の売付け又は買付けがいずれの顧客によるものかを確認するために必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、顧客は注文執行取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項各号に掲げる事項の指示を、ギブアップに係る取引が成立した日の午後4時まで(半休日においては、正午まで)の注文執行取引参加者の指定する時限までに行うことができる。

一部改正〔平成20年 6 月16日〕

(取引再開時における委託注文の効力)

第78条 委託注文は、第76条又は前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、当該取引所が有価証券オプションT o S T N e T取引の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限

りでない。

一部改正〔平成20年6月16日〕

(ギブアップに係る取引が成立した場合の転売・買戻しの指示)

- 第79条 第76条の規定にかかわらず、ギブアップに係る有価証券オプションT o S T N e T取引についてギブアップが成立したときは、当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の顧客は、当該清算執行取引参加者に対し、当該ギブアップに係る有価証券オプションT o S T N e T取引が成立した日の午後4時30分まで(半休日においては、午後0時30分まで)の当該清算執行取引参加者の指定する時限までに、新たに発生した有価証券オプションT o S T N e T取引の売付け又は買付けに係る同条第1項第6号に掲げる事項を指示するものとする。この場合において、顧客が当該時限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。
- 2 第76条第2項の規定は、ギブアップの成立により新たに発生する有価証券オプションT o S T N e T取引に係る同条第1項第6号に掲げる事項の指示について準用する。

一部改正〔平成20年6月16日〕

第4節 雑則

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

- 第80条 有価証券オプションT o S T N e T取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券オプションT o S T N e T取引を行う者とみなして第2節の規定を適用する。

一部改正〔平成20年6月16日〕

第6章 国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例

第1節 総則

(この章の目的)

- 第81条 国債証券先物オプション取引に係るT o S T N e T取引(以下「国債証券先物オプションT o S T N e T取引」という。)については、この章の定めるところによる。
- 2 この章に定めのないものについては、国債証券先物オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例(以下「国債証券先物オプション特例」という。)の定めるところによる。

(用語の意義)

- 第82条 この章において使用する用語の意義については、有価証券の売買契約締結の方法に係る用語の意義に従うほか、各条項中に定めるところによるものとする。

第2節 業務規程の特例

(国債証券先物オプションT o S T N e T取引の方法)

- 第83条 国債証券先物オプションT o S T N e T取引については、売買システムによる取引を行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により取引参加者が売買システムによる取引を行うことができない場合において、当取引所が必要と認めるときは、売買システムによる取引以外の取引により行うことができる。この場合において、当該取引に関し必要な事項は当取引所がその都度定める。

(呼値)

- 第84条 取引参加者は、国債証券先物オプションT o S T N e T取引を行おうとするときは、呼値(国債証券先物オプションT o S T N e T取引の当事者となるためになす値段の意思表示をいう。以下この章において同じ。)を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものかの別を、当取引所に対し明らかにしなければならない。
- 2 国債証券先物オプションT o S T N e T取引の呼値は、当該取引参加者の取引参加者端末装置から入力する方法による呼値によるものとする。
- 3 国債証券先物オプションT o S T N e T取引の呼値は、当取引所が定める値段により行うものとする。
- 4 第1項に規定する呼値の効力は、当取引所が定めるところによる。

(国債証券先物オプションT o S T N e T取引の取引時間)

- 第85条 国債証券先物オプションT o S T N e T取引の取引時間は、次の各号(半休日においては第2号を除く。)に定める時間とする。

(1) 午前 8 時 20 分から午後 3 時 10 分まで（半休日においては、午前 8 時 20 分から 11 時 20 分まで）

(2) 午後 3 時 30 分から 6 時 20 分まで

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、必要があると認めるときは、前項の取引時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

（国債証券先物オプション T o S T N e T に係る取引契約の締結）

第 86 条 国債証券先物オプション T o S T N e T 取引においては、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致したときに、当該呼値の間に取引を成立させる。

（約定値段の公表）

第 87 条 当取引所は、国債証券先物オプション T o S T N e T 取引が成立したときは、当取引所が定めるところにより、その約定値段を公表する。

（国債証券先物オプション T o S T N e T 取引の一時中断）

第 88 条 当取引所は、国債証券先物オプション特例第 17 条の 2 の規定により立会による国債証券先物オプション取引を一時中断した場合には、当該国債証券先物オプション取引について立会による取引を一時中断している間、当該国債証券先物オプション T o S T N e T 取引を一時中断する。

一部改正〔平成 21 年 10 月 5 日〕

（国債証券先物オプション T o S T N e T 取引の停止）

第 89 条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、国債証券先物オプション T o S T N e T 取引を停止することができる。

(1) 国債証券先物オプション特例第 18 条の規定により、立会による国債証券先物オプション取引の停止が行われた場合

(2) 国債証券先物オプション T o S T N e T 取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他取引管理上国債証券先物オプション T o S T N e T 取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合

(3) 国債証券先物オプション T o S T N e T 取引に係る当取引所の施設に支障が生じた場合等において取引を継続して行わせることが困難であると認める場合

（国債証券先物オプション T o S T N e T 取引に係る過誤訂正等のための取引）

第 90 条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って国債証券先物オプション T o S T N e T 取引を執行することができなかつたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、当取引所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって執行することができる。

2 前項の売付け又は買付けに係る決済は、当該顧客の委託に基づく売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

（準用規定）

第 91 条 国債証券先物オプション特例第 9 条、第 10 条、第 13 条の 2 及び第 15 条の規定は、国債証券先物オプション T o S T N e T 取引について準用する。

2 T o S T N e T 市場においては、国債証券先物オプション特例第 7 条の 2 及び第 14 条の 4 の規定は適用しない。

一部改正〔平成 21 年 10 月 5 日〕

第 3 節 受託契約準則の特例

（委託の際の指示事項等）

第 92 条 顧客が国債証券先物オプション T o S T N e T 取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする。

(1) 権利行使により成立する国債証券先物取引の対象銘柄

(2) 国債証券先物プットオプション又は国債証券先物コールオプションの別

(3) 限月取引

(4) 権利行使価格

(5) 新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの区別

(6) T o S T N e T 取引により行おうとする旨

(7) 数量

- (8) 値段
- (9) 取引時間
- (10) 委託注文の有効期間

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第 5 号に掲げる事項の指示について、あらかじめ顧客が指定した方法に従い取り扱うことに取引参加者が同意している場合には、顧客は、その都度、当該事項の指示を行うことを要しない。この場合において、取引参加者は、当該事項について、当該顧客が指定した方法に従い取り扱うものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項第 5 号に掲げる事項の指示を取引が成立した取引日の終了する日の午後 4 時 30 分まで（半休日においては、午後 0 時 30 分まで）の取引参加者の指定する時限までに行うことができる。この場合において、顧客が取引参加者に当該取引参加者の指定する時限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

一部改正〔平成 20 年 6 月 16 日〕

（ギブアップに係る委託の際の指示事項等）

第 93 条 前条の規定にかかわらず、顧客がギブアップに係る国債証券先物オプション T o S T N e T 取引を委託する場合には、その都度、注文執行取引参加者に対し、同条第 1 項各号（第 5 号を除く。）に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

- (1) ギブアップに係る国債証券先物オプション T o S T N e T 取引である旨
- (2) 当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の名称
- (3) 当該清算執行取引参加者において、当該ギブアップの成立により新たに発生する国債証券先物オプション T o S T N e T 取引の売付け又は買付けがいずれの顧客によるものかを確認するために必要な事項

- 2 前項の規定にかかわらず、顧客は注文執行取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項各号に掲げる事項の指示を、ギブアップに係る取引が成立した取引日の終了する日の午後 4 時まで（半休日においては、正午まで）の注文執行取引参加者の指定する時限までに行うことができる。

（取引再開時における委託注文の効力）

第 94 条 委託注文は、第 92 条又は前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、当取引所が国債証券先物オプション T o S T N e T 取引の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

（ギブアップに係る取引が成立した場合の転売・買戻しの指示）

第 95 条 第 92 条の規定にかかわらず、ギブアップに係る国債証券先物オプション T o S T N e T 取引についてギブアップが成立したときは、当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の顧客は、当該清算執行取引参加者に対し、当該ギブアップに係る国債証券先物オプション T o S T N e T 取引が成立した取引日の終了する日の午後 4 時 30 分まで（半休日においては、午後 0 時 30 分まで）の当該清算執行取引参加者の指定する時限までに、新たに発生した国債証券先物オプション T o S T N e T 取引の売付け又は買付けに係る同条第 1 項第 5 号に掲げる事項を指示するものとする。この場合において、顧客が当該時限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

- 2 第 92 条第 2 項の規定は、ギブアップの成立により新たに発生する国債証券先物オプション T o S T N e T 取引に係る同条第 1 項第 5 号に掲げる事項の指示について準用する。

第 4 節 雑則

（有価証券等清算取次ぎに対する適用）

第 96 条 国債証券先物オプション T o S T N e T 取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該国債証券先物オプション T o S T N e T 取引を行う者とみなして第 2 節の規定を適用する。

第 7 章 指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例

一部改正〔平成 20 年 6 月 16 日〕

第 1 節 総則

（この章の目的）

第97条 指数オプション取引に係るT o S T N e T取引（以下「指数オプションT o S T N e T取引」という。）については、この章の定めるところによる。

2 この章に定めのないものについては、指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数オプション特例」という。）の定めるところによる。

一部改正〔平成20年6月16日〕

（用語の意義）

第98条 この章において使用する用語の意義については、有価証券の売買契約締結の方法に係る用語の意義に従うほか、各条項中に定めるところによるものとする。

第2節 業務規程の特例

（指数オプションT o S T N e T取引の方法）

第99条 指数オプションT o S T N e T取引については、売買システムによる取引を行う。

2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により取引参加者が売買システムによる取引を行うことができない場合において、当取引所が必要と認めるときは、売買システムによる取引以外の取引により行うことができる。この場合において、当該取引に関し必要な事項は当取引所がその都度定める。

一部改正〔平成20年6月16日〕

（呼値）

第100条 取引参加者は、指数オプションT o S T N e T取引を行おうとするときは、呼値（指数オプションT o S T N e T取引の当事者となるためになす値段の意思表示をいう。以下この章において同じ。）を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、当該呼値が顧客の委託に基づくものか自己の計算によるものかの別を、当取引所に対し明らかにしなければならない。

2 指数オプションT o S T N e T取引の呼値は、当該取引参加者の取引参加者端末装置から入力する方法による呼値によるものとする。

3 指数オプションT o S T N e T取引の呼値は、当取引所が定める値段により行うものとする。

4 第1項に規定する呼値の効力は、当取引所が定めるところによる。

一部改正〔平成20年6月16日〕

（指数オプションT o S T N e T取引の取引時間）

第101条 指数オプションT o S T N e T取引の取引時間は、次の各号（半休日においては第2号を除く。）に定める時間とする。

（1）午前8時20分から午後4時まで（半休日においては、午前8時20分から正午まで）

（2）午後4時30分から7時10分まで

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、必要があると認めるときは、前項の取引時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨を取引参加者に通知する。

一部改正〔平成20年6月16日〕

（指数オプションT o S T N e T取引に係る取引契約の締結）

第102条 指数オプションT o S T N e T取引においては、売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致したときに、当該呼値の間に取引を成立させる。

一部改正〔平成20年6月16日〕

（約定値段の公表）

第103条 当取引所は、指数オプションT o S T N e T取引が成立したときは、当取引所が定めるところにより、その約定値段を公表する。

一部改正〔平成20年6月16日〕

（指数オプションT o S T N e T取引の一時中断）

第104条 当取引所は、指数オプション特例第17条の2の規定により立会による指数オプション取引を一時中断した場合には、当該指数オプション取引について立会による取引を一時中断している間、当該指数オプションT o S T N e T取引を一時中断する。

一部改正〔平成20年6月16日、平成21年10月5日〕

（指数オプションT o S T N e T取引の停止）

第105条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、指数オプションT o S T N e T取引を停止することができる。

- (1) 指数オプション特例第18条の規定により、立会による指数オプション取引の停止が行われた場合
- (2) 指数オプションT o S T N e T取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他取引管理上指数オプションT o S T N e T取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- (3) 指数オプションT o S T N e T取引に係る当取引所の施設に支障が生じた場合等において指数オプションT o S T N e T取引を継続して行わせることが困難であると認める場合

一部改正〔平成20年6月16日〕

(指数オプションT o S T N e T取引に係る過誤訂正等のための取引)

第106条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って指数オプションT o S T N e T取引を執行することができなかつたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、当取引所が適当と認める値段により、自己がその相手方となって執行することができる。

2 前項の売付け又は買付けに係る決済は、当該顧客の委託に基づく売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。

一部改正〔平成20年6月16日〕

(準用規定)

第107条 指数オプション特例第8条、第9条、第13条の2及び第15条の規定は、指数オプションT o S T N e T取引について準用する。

2 T o S T N e T市場においては、指数オプション特例第6条の2及び第14条の4の規定は適用しない。

一部改正〔平成20年6月16日、平成21年10月5日〕

第3節 受託契約準則の特例

(委託の際の指示事項等)

第108条 顧客が指数オプションT o S T N e T取引の委託をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示又は通知するものとする。

- (1) 取引対象指数
- (2) 指数プットオプション又は指数コールオプションの別
- (3) 限月取引
- (4) 権利行使価格
- (5) 新規の売付け若しくは新規の買付け又は転売若しくは買戻しの区別
- (6) T o S T N e T取引により行おうとする旨
- (7) 数量
- (8) 値段
- (9) 取引時間
- (10) 委託注文の有効期間

2 前項の規定にかかわらず、同項第5号に掲げる事項の指示について、あらかじめ顧客が指定した方法に従い取り扱うことに取引参加者が同意している場合には、顧客は、その都度、当該事項の指示を行うことを要しない。この場合において、取引参加者は、当該事項について、当該顧客が指定した方法に従い取り扱うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、顧客は、取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項第5号に掲げる事項の指示を取引が成立した取引日の終了する日の午後4時30分まで(半休日においては、午後0時30分まで)の取引参加者の指定する時限までに行うことができる。この場合において、顧客が取引参加者に当該取引参加者の指定する時限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

一部改正〔平成20年6月16日〕

(ギブアップに係る委託の際の指示事項等)

第109条 前条の規定にかかわらず、顧客がギブアップに係る指数オプションT o S T N e T取引を委託する場合には、その都度、注文執行取引参加者に対し、同条第1項各号(第5号を除く。)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

- (1) ギブアップに係る指数オプションT o S T N e T取引である旨
- (2) 当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の名称
- (3) 当該清算執行取引参加者において、当該ギブアップの成立により新たに発生する指数オプションT o S T N e T取引の売付け又は買付けがいずれの顧客によるものかを確認するために必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、顧客は注文執行取引参加者とあらかじめ合意することにより、同項各号に掲げる事項の指示を、ギブアップに係る取引が成立した取引日の終了する日の午後4時まで(半休日においては、正午まで)の注文執行取引参加者の指定する時限までに行うことができる。

一部改正〔平成20年6月16日〕

(取引再開時における委託注文の効力)

第110条 委託注文は、第108条又は前条に規定する顧客が指示した当該委託注文の有効期間内においては、当取引所が指数オプションT o S T N e T取引の停止を行った場合においても、その効力を有する。ただし、顧客が当該場合に委託注文を失効させる旨の指示を行っているときは、この限りでない。

一部改正〔平成20年6月16日〕

(ギブアップに係る取引が成立した場合の転売・買戻しの指示)

第111条 第108条の規定にかかわらず、ギブアップに係る指数オプションT o S T N e T取引についてギブアップが成立したときは、当該ギブアップに係る清算執行取引参加者の顧客は、当該清算執行取引参加者に対し、当該ギブアップに係る指数オプションT o S T N e T取引が成立した取引日の終了する日の午後4時30分まで(半休日においては、午後0時30分まで)の当該清算執行取引参加者の指定する時限までに、新たに発生した指数オプションT o S T N e T取引の売付け又は買付けに係る同条第1項第5号に掲げる事項を指示するものとする。この場合において、顧客が当該時限までに当該事項の指示を行わないときは、新規の売付け又は新規の買付けの指示を行ったものとみなす。

2 第108条第2項の規定は、ギブアップの成立により新たに発生する指数オプションT o S T N e T取引に係る同条第1項第5号に掲げる事項の指示について準用する。

一部改正〔平成20年6月16日〕

第4節 雑則

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第112条 指数オプションT o S T N e T取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該指数オプションT o S T N e T取引を行う者とみなして第2節の規定を適用する。

一部改正〔平成20年6月16日〕

付 則

- 1 この特例は、平成20年1月15日から施行する。
- 2 この特例の施行の際、現に当取引所に上場している株券及び転換社債型新株予約権付社債券並びに市場デリバティブ取引の対象となる金融商品等は、この特例の施行の日においてT o S T N e T市場に上場するものとする。
- 3 売買高加重平均価格による終値取引は、当分の間、取引参加者が売呼値を行うとともに当該売呼値と対当させるための買呼値を同時に行うものに限る。
- 4 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債は、転換社債型新株予約権付社債とみなして、この特例を適用する。
- 5 平成18年5月1日前に募集の決議があった転換社債型新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債券とみなして、この特例を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成20年6月16日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に当取引所に上場している外国投資信託受益証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券は、この改正規定施行の日においてT o S T N e T市場に上場するものとする。

付 則

この改正規定は、平成20年 6 月 16日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年 6 月 16日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成20年11月10日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成21年 1 月 5 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成20年12月25日から施行する。

2 内国法人の発行する株券及び投資証券について、株式会社証券保管振替機構が、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）に基づき、同法の施行日の前日における実質株主（実質優先出資者および実質投資主を含む。以下同じ。）の通知を行うため当該実質株主を確定するための期日の 4 日前（休業日を除く。）の日における T o S T N e T 取引に係る第 8 条第 2 号及び第29条第 1 項第 2 号の規定の適用については、これらの規定中「4 日目」とあるのは「5 日目」とする。

3 平成21年 1 月 4 日以前に売買が開始された新株予約権証券の売買に係る決済については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

（注）「当取引所が定める日」は平成21年10月 5 日

付 則

1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。

2 平成21年11月15日以前に行われた株券の売買に係る決済については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成21年11月24日から施行する。